

高総第109号  
平成24年10月19日

ボランティアグループ「高取町ご意見番」  
代表幹事 中西宏次様

高取町長 植村家忠



### 町長への公開質問状について

平成24年10月9日付で質問のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

#### 1. 壱阪山駅前開発の進捗状況について

(回 答)

近鉄壱阪山駅の駅前整備は、以前からの懸案事項でもありました。大型バスの乗入れや送迎の自家用車の駐停車スペースの確保の要望があるほか、近年は、さまざまなイベント（城まつり、町家のひなめぐり等）で高取町を訪れる観光客が増え、その多くが近鉄壱阪山駅を利用されますが、駅の外にはトイレ等がありません。また、隣接する明日香村の「キトラ古墳周辺地区」においては、平成28年度の開園を目指し、公園の整備が進められています。公園整備が完成した後は、近鉄壱阪山駅は最寄り駅であり、当駅の利用者数は増加することが見込まれます。こうしたことから「観光を基幹産業とするための駅前整備」を2期目の公約のひとつに掲げました。

これまでの進捗としては、8月に壱阪山駅前整備の予定区域の地権者並びに居住者を対象として、高取町として駅前整備に着手していきたい旨を説明したところです。

まずは、壱阪山駅前地区整備基本構想の策定に向け、大字役員並びに地権者の代表者の参画を得て、協議会を設置し、意見交換をしながら、整備基本構想の策定作業を進めていきたいと考えます。そして、できれば来年度から実施設計等の具体的な作業にも着手していきたいと考えています。

#### 2. 赤阪池周辺整備について

(回 答)

赤阪池は、かつては農業用水のため池として利用されてきましたが、近年は、吉野川分水を農業用水に利用するため、農業用水池としては使用されなくなっています。また、堤

防の老朽化が進んでいると思われることから、一部を残し埋め立てはどうかという意見があります。しかし、赤阪池は大きいため、埋め立てる場合にも、周辺や下流の安全に十分配慮することが必要であると考えます。そこで、現在、池を管理する水利組合である「池郷」において安全に工事を行えるか、高取町が受託し工事を行うべきかの協議を進めています。

いずれにしても、まずは、赤阪池の現状を調査するとともに、工事に向けては、工事用進入用道路も必要であり、道路予定地の地権者の同意も得ながら、埋立て計画案を策定する作業を進めていく必要があります。計画案については、関係者に対して説明会を開催して説明する予定です。できれば、関係者の理解と協力を得て、来年度から埋め立て工事に着手していきたいと考えています。

また、赤阪池東側では、耕作放棄地も目立つことから、赤阪池の埋め立てを契機として、企業誘致を図り、雇用の確保や町の活性化を図りたいと考えています。

計画予定区域の地権者を対象に、企業誘致への協力を要請しているところですが、現時点では、具体的な造成計画並びに工場の基本計画は未策定です。企業の基本計画が策定出来次第、地権者並びに周辺住民を対象とした説明会を開催する予定です。

### 3. 健幸の森公園事業計画跡地の運営について

(回 答)

現在、平成25年度の一部供用開始を目指し、四阿（あずまや）等の休憩施設の整備工事を進めています。トイレ整備に加え、休憩施設もできることで、町民の皆様に公園として利用いただけるようになります。当面、更なる公園整備は休止とします。

なお、管理体制については、指定管理者制度を導入することも視野に、現在検討中です。

### 4. 産業振興の動向について

(回 答)

町内における休耕田や耕作放棄地が年々増加しているため、2期目の公約では、「休耕田を再生し採算のとれる農業の実現と活性化」を掲げました。耕作放棄地の活用方法としては、メガソーラの誘致や大手製薬会社との提携による薬草栽培の誘致等のいろいろなアイデアも考えられます。薬草栽培ができれば、「薬のまち 高取」の復活にもつながると期待しています。町として、積極的に情報収集にも取り組んでいるところでもありますが、整理すべき課題が多く、まだ具体的になっていないのが現状です。

また、特産品の生産を増やしたり、農業の6次産業化を進めるには、農地の拡充並びに人員の確保が必要なため、農業生産法人等を設立する必要がありますが、兼業農家が多い状況下では、なかなか中心となる人材がいないのが現状です。しかし、これから高取町の農業を活性化させるには、農業生産法人等の設立は不可欠であり、これからも地道に根気よく設立に向けて取り組んでいきたいと考えています。

## 5. 事業系一般廃棄物の取扱における高取町の対応について

(回 答)

はじめに、廃棄物の処理の制度について簡単にご説明いたします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」と言います。）第2条では、廃棄物を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分しています。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定める廃棄物であり、「一般廃棄物」とは、家庭ゴミをはじめ、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

事業活動に伴って発生するごみについて、廃掃法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。

事業所から排出されるごみの処理は、産業廃棄物であれば、事業所が自ら行うか、県の許可を受けた収集運搬業者に委託して行います。また、事業系一般廃棄物であれば、高取町環境事務所（直営）が収集するか、又は事業所が本町の許可を受けた業者若しくは本町の委託業者と契約して処理することとなります。

事業系一般廃棄物の取扱いにおける高取町の対応（廃棄物処理計画）については、一般廃棄物処理計画を策定し、直営、許可、委託の方式中から、本町に最適な収集形態を選択し、決定ていきたいと考えます。そして、平成25年3月までに、必要な条例改正等の所要の措置を講じるべく、鋭意取り組んでいるところです。

## 6. 各種裁判の状況と見込みについて（売買代金返還請求事件の和解内容等）

(回 答)

高取町土地開発公社が当事者となる裁判は4件ありましたが、うち1件は和解により終結し、残る3件は現在も審理中です。裁判の審理に影響を及ぼすおそれもあることから、内容や見込みについてのコメントは、現時点では差し控えさせていただきたいと考えます。

### ①売買代金返還請求控訴事件の和解内容

控訴人：A氏

被控訴人：高取町土地開発公社

この裁判については、大阪高等裁判所により和解の勧告があり、和解をしました。

和解の内容については、町議会の委員会において報告を行ってはおりますが、一般的の公表については、和解条項に『控訴人と被控訴人は、本件及び本和解条項に関し、正当な理由なく第三者に対し情報を開示しない。』とあることから、内容については回答できかねます。

### ②債務不存在確認請求控訴事件

この裁判については、公社敗訴の第1審判決を受け、大阪高等裁判所において係争中です。

### ③賃金請求事件

この裁判については、奈良地方裁判所葛城支部において係争中です。

④損害賠償請求事件

この裁判については、奈良地方裁判所において係争中です。